

令和2年度

事業概要

こども家庭局

目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和2年度 主要事業	5

I. こども家庭局の概要

1. 局長 山村 昭
2. 局の職員数 1,465 人（令和2年4月1日現在）
3. 令和2年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	790,824	4 民生費	122,847,165
18 国庫支出金	44,836,664	5 衛生費	3,768,269
19 県支出金	17,028,647	13 教育費	319,758
20 財産収入	22,500	15 諸支出金	305,000
21 寄附金	10,200		
22 繰入金	122,363		
24 諸収入	10,967,148		
25 市債	3,397,000		
歳入合計	77,175,346	歳出合計	127,240,192

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	166,003	1 事業費	166,003
歳入合計	166,003	歳出合計	166,003

Ⅱ. 組織と事務分掌

こども企画課

<総務係>

- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)局の予算の経理に関すること。
- (3)局の職員の人事に関すること（行財政局人事課の所管に属するものを除く。）。
- (4)局の職員の安全衛生に関すること。
- (5)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (6)次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の推進に関すること。
- (7)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること（幼保振興課整備係の所管に属するものを除く。）。
- (8)こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業に関すること（福祉局国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。
- (9)区役所におけるこども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事業の指導、連絡及び改善に関すること（福祉局国保年金医療課医療係の所管に属するものを除く。）。
- (10)神戸市子ども・子育て会議に関すること。
- (11)市民福祉調査委員会に関すること（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項に係るものに限る。）。
- (12)神戸市こども家庭局指定管理者選定評価委員会に関すること。

こども青少年課

<地域子育て係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)市立の児童館に関すること。
- (3)民間の児童館の設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること。
- (4)子ども会に関すること。
- (5)ファミリーサポート事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に掲げる事業をいう。）に関すること。
- (6)在宅の児童の子育てに関すること（地域子育て支援センターに関するものを除く。）。
- (7)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。
- (8)地域における子育て支援の推進に関すること。

<青少年育成係>

- (1)神戸っ子応援団に関すること。
- (2)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (3)青少年育成協議会に関すること。
- (4)青少年育成市民運動に関すること。
- (5)青少年地域指導者の育成に関すること。
- (6)青少年活動の振興及び青少年団体の育成に関すること。
- (7)成人お祝いの会その他の青少年行事の運営に関すること。
- (8)神戸市青少年会館に関すること。
- (9)青少年の非行防止並びに補導機関との連絡及び調整に関すること。
- (10)青少年の国際交流に関すること。

家庭支援課

<家庭養護係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
- (3)里親に関すること。

- (4)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置並びに設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること（福祉局監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (5)児童福祉施設（保育所及び障害児に係る施設を除く。）の栄養指導に関すること。
- (6)若葉学園との連絡及び調整に関すること。
- (7)こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（福祉局障害福祉課施設支援係及び障害者支援課自立支援係の所管に属するものを除く。）。
- (8)一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
- (9)子供に関する諸手当に関すること。
- (10)婦人の更生及び保護に関すること。
- (11)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談に関すること。
- (12)神戸市ひとり親家庭支援センターに関すること。
- (13)自立援助ホーム子供の家に関すること。

<母子保健係>

- (1)母子保健に関すること。
- (2)難病の対策に関すること（健康局保健所保健課の所管に属するものを除く。）。
- (3)受胎調節実地指導員の指定等に関すること。

<発達支援係>

- (1)発達障害児の支援に関すること（福祉局発達障害者支援センターの所管に属するものを除く。）。
- (2)障害児の福祉に関すること（福祉局障害福祉課、障害者支援課及び健康局精神保健福祉センターの所管に属するものを除く。）。
- (3)神戸市療育センターとの連絡及び調整に関すること。

若葉学園（2）

<管理係>

- (1)学園の庶務及び学園内事務の連絡調整に関すること。
- (2)若葉学園の他の係の所管に属しない事項に関すること。

<自立支援係>

- (1)入所又は通所の児童（以下この学園において「入所等児童」という。）の生活指導及び養護に関すること。
- (2)入所等児童の入所、退所、調査、統計、保護及びカウンセリング等に関すること。
- (3)警察、家庭裁判所その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4)入所等児童の家庭に対する支援に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、入所等児童の自立支援に関すること。

<指導係>

- (1)入所等児童の学科及び職業の指導に関すること。
- (2)入所等児童のクラブ及び行事の指導に関すること。
- (3)入所等児童の退所後の自立支援に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、入所等児童の指導に関すること。

総合療育センター（2）

<管理係>

- (1)総合療育センターの庶務並びに総合療育センター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)総合療育センターの車両の運行に関すること。

- (3)関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。
- (5)まるやま学園及びあけぼの学園の看護業務に関すること。
- (6)前各号の事務に付随する事務に関すること。
- (7)相談診療係、まるやま学園及びあけぼの学園の所管に属しない事項に関すること。

<相談診療係>

- (1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談に関すること。
- (2)障害のある児童等に係る診療、検査及び機能回復訓練に関すること。
- (3)障害のある児童等に係る医学的判定及び心理学的判定に関すること。
- (4)障害のある児童等に係る療育及び指導に関すること。
- (5)障害のある児童等に係るグループ療育に関すること。
- (6)前各号の事務に付随する事務に関すること。

<まるやま学園>

- (1)通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関すること。
- (3)前2号の事務に付随する事務に関すること。

<あけぼの学園>

- (1)通園児童（満15歳から満18歳に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導及び職業指導に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関すること。
- (3)前2号の事務に付随する事務に関すること。

東部療育センター（2）

- (1)東部療育センターの庶務並びに東部療育センター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)東部療育センターの車両の運行に関すること。
- (3)関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4)ひまわり学園の給食に関すること。
- (5)障害のある児童等に係る相談に関すること。
- (6)障害のある児童等に係る診療、検査及び機能回復訓練に関すること。
- (7)障害のある児童等に係る療育及び指導に関すること。
- (8)前各号の事務に付随する事務に関すること。
- (9)ひまわり学園の所管に属しない事項に関すること。

<ひまわり学園>

- (1)通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関すること。
- (3)前2号の事務に付随する事務に関すること。

西部療育センター（2）

- (1)西部療育センターの庶務並びに西部療育センター内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)西部療育センターの車両の運行に関すること。
- (3)関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4)のばら学園の給食に関すること。
- (5)障害のある児童等に係る相談に関すること。
- (6)障害のある児童等に係る診療、検査及び機能回復訓練に関すること。

- (7)障害のある児童等に係る療育及び指導に関すること。
- (8)前各号の事務に付随する事務に関すること。
- (9)のばら学園の所管に属しない事項に関すること。

<のばら学園>

- (1)通園児童（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下この学園において同じ。）の生活指導に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、通園児童の支援に関すること。
- (3)前2号の事務に付随する事務に関すること。

幼保振興課

<振興係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (3)保育所の保育料に関すること。
- (4)子ども・子育て支援法の規定による控除に伴い保護者が負担することとなる費用に関すること。
- (5)施設型給付費及び地域型保育給付費等に係るシステムの開発及び運用に関すること。

<整備係>

- (1)子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること（こども企画課総務係の所管に属するものを除く。）。)
- (2)教育・保育施設等整備計画に関すること。
- (3)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。

<運営係>

- (1)市立の保育所（以下「市立保育所」という。）の運営に関すること。
- (2)市立保育所の施設の管理及び保全に関すること。
- (3)市立保育所の監査に関すること。
- (4)保育施策の推進に関すること。
- (5)神戸市立保育所の移管に係る法人選定委員会に関すること。
- (6)地域子育て支援センターに関すること。
- (7)前各号に掲げるもののほか、市立保育所に関すること。

以下第4類事業所

地域子育て支援センター東灘、地域子育て支援センター灘、地域子育て支援センター中央、地域子育て支援センター兵庫、地域子育て支援センター北、地域子育て支援センター北神、地域子育て支援センター長田、地域子育て支援センター須磨、地域子育て支援センター垂水、地域子育て支援センター西

<保育所>（3）（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・桜の宮・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多開・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）

- (1)乳幼児の保育に関すること。
- (2)前号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

幼保事業課

<給付係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)保育所における保育に係る費用に関すること。
- (3)民間の保育所、幼稚園等の助成に関すること。
- (4)施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関すること。
- (5)病児保育事業の助成に関すること。
- (6)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部こども家庭支援課こども福祉係、北神区役所こども家庭支援課こども保健係及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課こども福祉係の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。
- (7)次に掲げる事項に係る福祉事務所との連絡及び調整に関すること並びに福祉事務所への指導に関すること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育所における保育に関すること。
 - イ 児童福祉法第24条第3項の規定に基づく保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用に係る調整及び要請に関すること。
 - ウ 児童福祉法第24条第4項の規定に基づく保育の利用の申込みの勧奨及び保育を受けることができるようにするための支援に関すること。
 - エ 児童福祉法第24条第5項の規定に基づく保育を必要とする児童について、本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置及び本市以外の者の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置に関すること。
 - オ 児童福祉法第24条第6項の規定に基づく保育を必要とする乳児・幼児について、本市の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所させ保育を行う措置、本市以外の者の設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に入所を委託して保育を行う措置、本市が行う家庭的保育事業等による保育を行う措置及び本市以外の者に家庭的保育事業等により保育を行うことを委託する措置に関すること。
- (8)子ども・子育て支援法第59条第1号から第3号までに掲げる事業に関すること。
- (9)一時預かり事業に関すること。

<指導係>

- (1)保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可並びに家庭的保育事業等の認可に関すること。
- (2)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。
- (3)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- (4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に係る届出に関すること。
- (5)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育者等の指導及び監督に関すること（福祉局監査指導部の所管に属するものを除く。）。
- (6)病児保育事業の指導及び監督に関すること。
- (7)認可外の保育施設の指導及び監督に関すること。
- (8)教育・保育の内容の研究及び改善に関すること。
- (9)保育所等の職員の指導及び研修に関すること。
- (10)保育所等の栄養及び衛生指導に関すること。

こども家庭センター（児童相談所）①

<総務係>

- (1)こども家庭センターの庶務に関すること。
- (2)里親養護費に関すること。
- (3)児童福祉法（以下こども家庭センターにおいて「法」という。）第56条の費用の徴収に関すること。
- (4)法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費、同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、同節第4款に規定する障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること（利用者負担額の決定に関することに限る。）（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。
- (5)児童の一時保護委託費の支払に関すること。
- (6)こども家庭センターの他の係の所管に属さない事項に関すること。

<一時保護係>

- (1)一時保護児童の指導及び観察に関すること。
- (2)一時保護児童の養護に関すること。

<家庭支援係>

- (1)養護（虐待を含む。）に係る児童の相談及び通告に関すること。
- (2)前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。
- (3)里親の指導に関すること。
- (4)第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。
- (5)第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。
- (6)第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

<発達相談係>

- (1)発達に係る児童の相談及び知的障害児の判定に関すること。
- (2)前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。
- (3)第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。
- (4)法第2章第2節第1款に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同節第4款に規定する肢体不自由児通所医療費、同章第4節第1款に規定する障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費、同節第4款に規定する障害児入所医療費並びに同章第5節第1款に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること（総務係及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。
- (5)第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。
- (6)第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

<養育支援係>

- (1)児童の相談（家庭支援係及び発達相談係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)前号に掲げる児童及びその家庭についての調査及び指導に関すること。
- (3)第1号に掲げる児童及びその保護者の福祉措置に関すること。
- (4)第1号に掲げる児童の一時保護の決定に関すること。
- (5)第1号に掲げる児童の一時保護に係る委託に関すること。

<判定指導係>

- (1)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること（発達相談係の所管に属するものを除く。）。
- (2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の指導及び治療に関すること。

Ⅲ. 令和2年度 主要事業

1. 仕事と子育ての両立支援

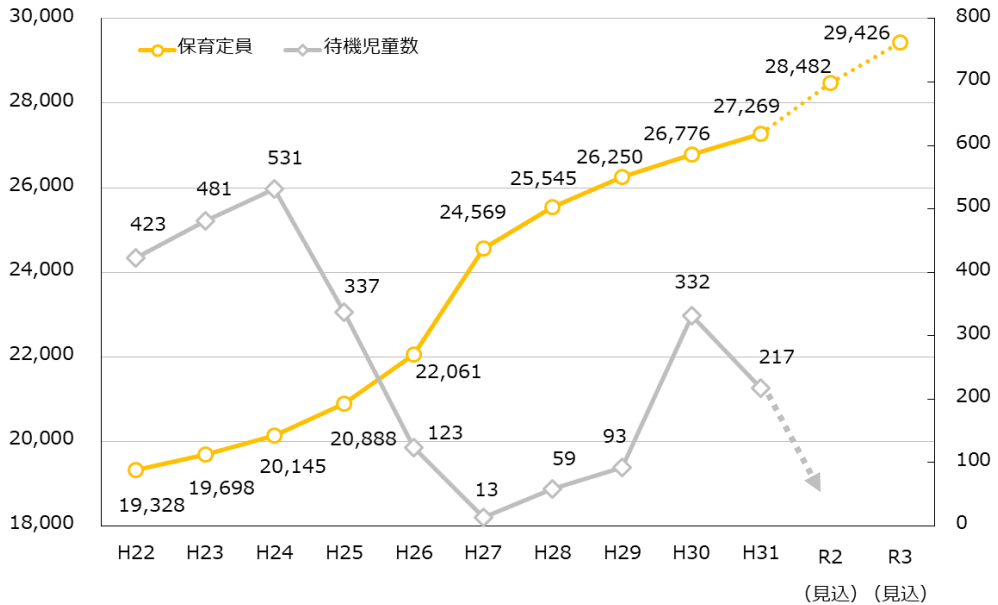
(1) 保育ニーズに対応した受入れ枠の確保

○ ①約 1,000 人分の保育定員を拡大 (幼保振興課)

- ◆保育所・認定こども園の新設・分園整備等 (9か所 540人)
 - ・東灘区 2か所 120人 ・灘区 1か所 60人
 - ・中央区 2か所 120人 ・兵庫区 1か所 60人
 - ・垂水区 3か所 180人
- ◆幼稚園から認定こども園への移行 (5か所 100人)
- ◆小規模保育事業所等の整備 (16か所 304人)

保育定員及び待機児童数の推移

※毎年度4月1日時点 (単位:人)



②保育定員確保対策 (幼保振興課)

◆公有財産を活用した保育定員の拡大

市営住宅跡地や旧公立幼稚園舎を活用した保育施設の整備により、保育定員を拡大する。

◆保育送迎ステーション

利便性の高い駅周辺に子ども(3~5歳児)を預かるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎する。

保育送迎ステーション



専用バスで保育所へ



◆整備促進補助

保育所及び認定こども園の整備における事業者負担を軽減する。

(事業者負担: 総事業費の 1/4→1/8)

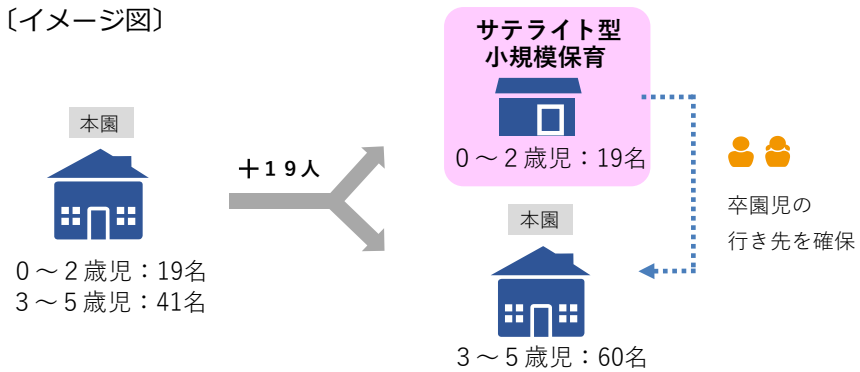
◆認定こども園への移行奨励補助

幼稚園から認定こども園へ移行するための施設整備における事業者負担を軽減する。
(事業者負担：総事業費の 1/4→1/8)

◆サテライト型小規模保育事業の推進

保育所又は認定こども園を運営する事業者が、本園近くに小規模保育事業所を整備し、受け皿となる本園において3歳児以降の定員を拡大する場合、施設整備における事業者負担を軽減する。(事業者負担：総事業費の 1/4→1/8)

〔イメージ図〕



◆定員拡大促進補助

既存の施設を活用して定員拡大する場合に備品購入費及び改修費を補助する。
(定員 1 人あたり 50 万円)

◆都心部における用地・建物賃料補助

都心部における事業者の参入を支援するため、用地や建物に係る賃料を補助する。
※補助対象 用地：1/2 相当、上限 1,000 万円
建物：3/4 相当、上限 1,650 万円

◆民有不動産の活用促進補助

保育施設用途の不動産所有者に対し、固定資産税・都市計画税 10 年相当額を一括で補助する。

◆認可外保育施設の認可化支援補助

保育環境の向上及び認可定員の拡大のため、認可外保育施設の認可化に必要な改修経費等を補助する。

◆企業主導型保育事業の備品購入費補助

市内で新たに企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、国の助成の対象とならない備品購入費を補助する。(保育定員 1 人あたり 28,500 円)

◆私立幼稚園の預かり保育の充実

預かり保育の受入れ枠を拡大した私立幼稚園について、運営費の上乗せ補助を行う。

③利用者支援の充実 (幼保事業課)

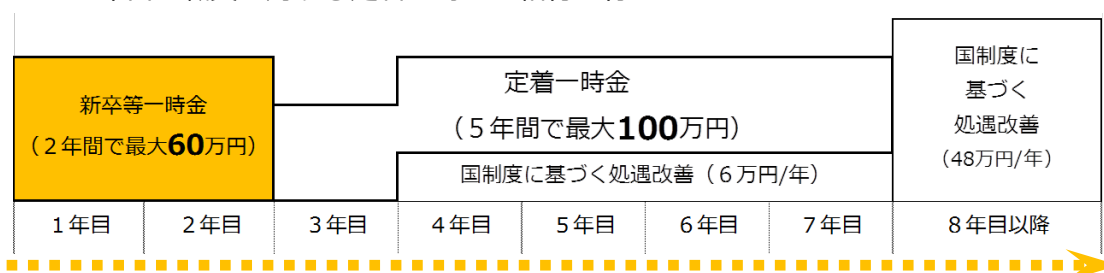
◆保育サービス情報提供センター

保育所等利用希望者と施設のマッチングを支援するため、保育利用に関する情報提供を行うとともに、預かり保育を実施している幼稚園等や企業主導型保育事業の情報集約・提供を行う。

(2) 保育人材確保・定着支援

①一時金給付 (幼保事業課)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。



②保育士宿舍借り上げ支援 (幼保振興課)

採用1～7年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。

(1人あたり最大82,000円/月)

※令和2年度より通勤時間に関する要件を撤廃

③未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (幼保振興課)

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。(上限54,000円/月)

※2年間の勤務で返還免除

④潜在保育士の職場復帰支援 (幼保事業課)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金(10万円)を給付する。

⑤保育士資格等の取得支援 (幼保振興課)

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対して保育士養成校の受講料や保育士資格試験の対策講座の受講料等を補助する。

⑥保育士奨学金返還の支援 (幼保振興課)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額 5,000円/月(7年間で最大42万円)

⑦保育人材登録制度の充実 (幼保振興課)

市内の私立保育園等に勤務する保育士等からの紹介により潜在保育士等が神戸市に人材登録した場合に、登録者と紹介者にそれぞれ謝礼金を支給する。

さらに、登録した潜在保育士等が市内の私立保育園等へ就職が決定し、半年間勤務した場合、登録者と紹介者にそれぞれお祝い金を支給する。

◆登録謝礼金：1万円

◆就職お祝い金：最大10万円

⑧保育人材確保プロモーション (幼保振興課)

保育士養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設WEBサイト、SNSを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、私立保育園等の見学ツアーや就職フェアを引き続き開催する。



(3) 保育士の業務負担軽減

①登降園管理・午睡チェック等システムの導入 (幼保事業課)

登降園管理・午睡チェック等のシステム導入に要する経費を引き続き補助するとともに、新たに多言語翻訳機に要する経費を補助する。

○ ②業務負担軽減システムの構築 (幼保事業課)

保育士等の事務負担軽減を図るため、定期的に報告が義務付けられている資料作成について、ICTを活用する等、より効率的なシステムを構築する。

③保育補助者雇用経費補助 (幼保振興課)

保育士の業務負担軽減のため、保育士を補助する短時間勤務職員(保育補助者)の雇用経費を補助する。



<午睡チェックのイメージ>

(4) 多様な保育ニーズへの対応 (幼保事業課)

○ ①病児保育室の整備

病児保育施設を新たに4か所増設するとともに、保育士の人材確保や経常的な賃料等に要する経費を引き続き補助し、既存施設の安定的な運営を図る。(18施設→22施設)

○ ②保育所等における医療的ケア児の受入れ

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、全ての区において受入れ体制を整備する。(7施設→10施設)

○ ③休日保育実施施設の拡大

実施施設を拡大するため、備品購入費補助や現行の運営費助成に対する上乘せを行う。(3施設→5施設)

○ ④保育所等おむつ処理費用補助

保護者負担を軽減するため、使用済みの紙おむつについて、施設における処理を原則とし、処理費用を補助する。

(5) 多子世帯への支援の充実

○ ①保育料の減免 (幼保振興課) (令和2年9月～)

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、多子計算に係る同時在園要件の所得制限[※]を撤廃し、全ての世帯において第2子半額・第3子以降を無償にする。

※世帯年収約520万円未満

○ ②一時保育利用料の減免 (幼保事業課) (令和2年9月～)

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等において子どもの預かりを行う一時保育について、満1～2歳児の利用料を第2子半額・第3子以降を無償にする。

(現行の利用料:2,400円/日 ※リフレッシュのための利用の場合3,600円/日)

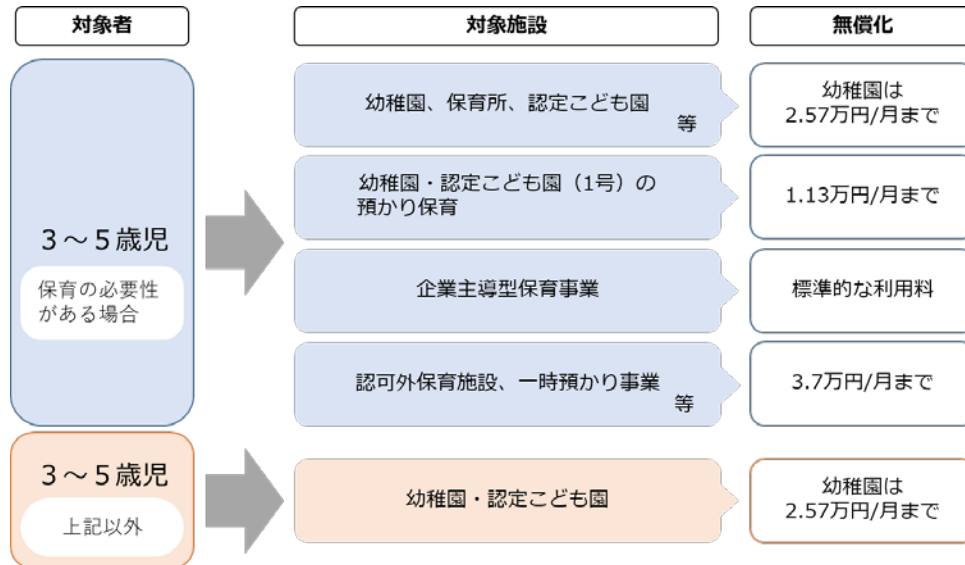
○ ③保育所等における副食費の第3子以降無償化 (幼保事業課) (令和2年9月～)

3～5歳児の副食費について、多子計算に係る同時在園要件の所得制限[※]を撤廃し、全ての世帯において第3子以降を無償にする。

※世帯年収約520万円未満

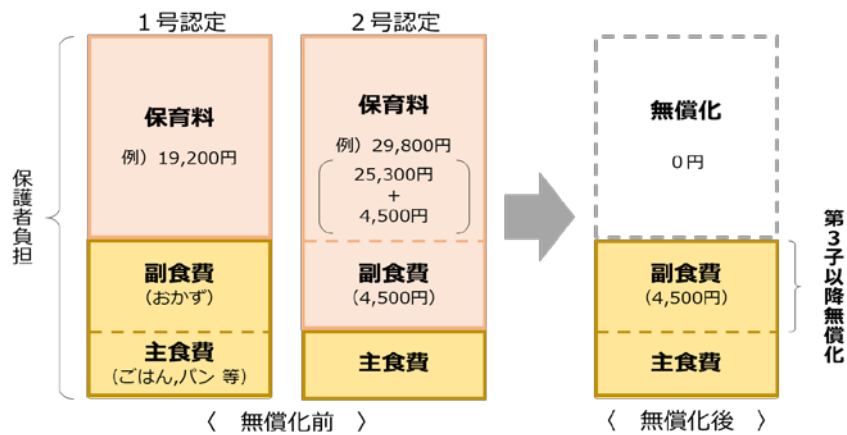
〈参考〉

・国の幼児教育・保育の無償化の概要



※0～2歳児については、非課税世帯のみ無償化の対象

・副食費の取扱い



(6) 学童保育の充実 [こども青少年課]

○ ①学童保育施設の整備

利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。

◆整備 11 か所 設計 3 か所

○ ②午前8時開設実施施設の拡大

学校休業日（土曜日・長期休業中）における8時開設の実施施設を拡大する。

※令和3年度までに全ての施設で実施予定

○ ③来退所等管理システムの導入

児童の来退所管理や施設と保護者の連絡・情報共有のためのシステム導入に係る費用を補助し、職員の事務負担軽減や児童の安全確保を図る。

※令和4年度までに全ての施設へ導入予定



〈システムのイメージ〉

④障がい児等への支援

障がい児1人あたりの加算額の増額や「座って話を聞けない」など特に配慮が必要な子どもに対応する職員の増員配置等、引き続き、障がい児等への支援体制を確保する。

2. 妊娠・出産・産後期における切れ目のない支援

(1) 特定不妊治療費助成 【家庭支援課】

高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用を助成する。

◆助成額（申請1回あたり）

所得・治療内容に応じて、上限30万円（世帯所得730万円以上の場合は上限15万円）

○ (2) 若年妊婦等に対する支援の充実 【家庭支援課】

思いがけない妊娠など支援が必要な若年妊婦等に対して、民間団体を活用し、夜間・休日における相談体制を確保する。

(3) こべっこウェルカムプレゼント 【こども企画課】

子どもが生まれたご家族を祝福し、神戸の魅力が詰まった「こべっこウェルカムプレゼント」をお贈りする。

※第1子:1万円 第2子:1.5万円 第3子以降:3万円

相当のカタログギフト



○ (4) 産後ケア事業の充実 【家庭支援課】

産後の育児不安が強い母親を対象に、宿泊・通所を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う産後ケア事業を充実する。

◆利用者負担額の引き下げ

宿泊：1泊2日 13,200円→6,000円 通所：5,000円/日→2,000円/日

◆実施施設の拡大

助産所に加え、産科医療機関においても実施（8施設→16施設）

◆利用可能日数の拡大

利用日数の上限：（宿泊・通所を合わせて）最大14日→最大21日

(5) 新生児聴覚検査費用助成 【家庭支援課】

聴覚障がい早期発見・早期療育につなげるため、新生児聴覚スクリーニング検査に要する費用を助成する。

◆助成額 上限5,000円

◎ (6) 3歳児視覚検査の充実 【家庭支援課】

視覚異常の早期発見のため、3歳児健康診査において、屈折検査機器を導入し、視能訓練士による視覚評価を行う。



(7) こども医療費助成 【こども企画課】

中学3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 負担なし

◆外来 0～2歳児：負担なし

3歳児～中学3年生：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回

※3回目以降無料

3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 児童虐待防止〔家庭支援課〕

◎ ①児童虐待に係る相談・通報への対応強化

こども家庭センターに児童虐待対応担当課長1名を含む児童福祉司9名及び児童心理司2名を増員する。

また、各区役所のこども家庭支援課に家庭支援担当係長を配置する。



②弁護士配置

法律的判断を伴う児童虐待に対応するため、こども家庭センターに引き続き、常勤の弁護士を配置する。

③未就園児等全戸訪問事業

福祉サービス等を利用していない未就園児等の状況を把握するため全戸訪問を実施する。

(2) DV対策〔家庭支援課〕

①DV被害者支援

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、関係機関との連絡調整、カウンセリング等を実施する。

②DV被害者支援活動補助

DV被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等や、民間支援団体による同行支援事業に対して補助を行う。

③DV予防啓発事業

パープルリボンキャンペーンの実施や中学校・高等学校へ専門講師を派遣するなど啓発事業を行う。

(3) 障がいのある子どもへの支援〔家庭支援課〕

◎ ①就学前における障がい児等支援体制の検討

障がい児等が必要な支援を受けるにあたっての課題整理やニーズ把握のため、障がい児等支援体制の実態調査・分析を行う。

②障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築

障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

(4) 社会的養護体制の充実〔家庭支援課〕

○ ①里親委託の促進

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の登録里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。

○ ②ファミリーホームの増設

家庭的な環境(5~6名)で児童の養育を行うファミリーホームを1か所増設する。

◆4か所→5か所



- ③**児童養護施設におけるアフターケア体制の強化**
 児童退所後の支援を行う職員を全ての児童養護施設に配置する。
 ◆ 2施設→13施設
- ④**児童養護施設等職員の処遇改善**
 児童養護施設等の人材確保・定着支援のため、採用1～7年目の保育士・児童指導員等に対して、一時金を支給する。
 また、職員が研修を受講する際、代替職員の雇用経費を補助する。
 ◆一時金 1・2年目：30万円/年 3～7年目：20万円/年
 ◆代替職員雇用経費 208,000円/施設
- ⑤**若葉学園の再整備**
 児童自立支援施設※若葉学園の老朽化対策として、再整備手法を検討する。
 ※生活指導を要する児童が入所し、自立に向けた支援を行う施設

(5) ひとり親家庭への支援 【家庭支援課】

- ①**高校生の通学定期券補助 〈令和2年10月～〉**
 ひとり親家庭※の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。
 ※児童扶養手当受給世帯等要件あり・父子家庭含む
- ②**交流の場となる拠点づくりの支援**
 ひとり親家庭が交流する拠点を運営する民間団体に対して、新たに補助制度を創設する。
- ③**就業支援の充実**
 - ◆**就業相談の回数拡大**
 ひとり親家庭支援センター及び各区役所で実施している就業相談の回数を拡大する。
 - ◆**就職に有利な資格取得支援事業**
 ひとり親家庭の親やその子どもを対象に、無料かつ託児付きで開催している資格取得講座に加え、新たに看護師等養成校入学試験や保育士2次試験等のための受験対策講座を実施する。
- ④**ベビーシッター利用料補助 〈令和2年10月～〉**
 育児負担の大きいひとり親に対して、ベビーシッターの利用料の一部を補助する。
- ⑤**養育費確保支援の充実**
 - ◆**離婚前講座の実施**
 離婚協議前の父母等に対して、離婚後の生活を考える機会を提供するため、離婚前講座を開催する。(年2回)
 - ◆**養育費・面会交流等専門相談**
 ひとり親家庭支援センターや区役所(3か所)に家庭裁判所調査官OBを派遣し、養育費・面会交流等に関する相談業務を行う。
 - ◆**公正証書作成費補助**
 養育費に関する取り決めを促進するため、公正証書等の作成費用を補助する。
 (上限5万円)
 - ◆**保証会社の利用費補助**
 養育費支払いの履行確保のため、養育費保証会社との契約に係る費用を補助する。
 (上限5万円、1回限り)



4. 地域における子育て支援の充実

(1) 地域と連携した居場所づくり 【こども青少年課】

○ ①「こべっこあそびひろば」の整備

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を新たに1か所整備する。

◆東部（六甲アイランド：アイランドセンター駅前）令和3年春頃 開設予定

※北部（岡場駅前）令和元年7月 開設

※西部（西神中央駅前）令和5年春頃 開設予定



<北区 岡場駅前>

○ ②「おやこふらっとひろば」の運営

子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集える「おやこふらっとひろば」を各区役所等に開設する。

◆令和2年度開設：5区（東灘・灘・北・須磨・長田区）

※兵庫区：令和元年8月開設（区役所内）

※中央・西区：令和4年度開設予定（区役所内）

※垂水区：令和4年度開設予定（垂水勤労市民センター体育室跡）

併せて、愛垂児童館と平磯児童館を統合した児童館を設置予定



<兵庫区>

○ ③地域子育て支援拠点事業の拡充

地域の親子が気軽に集まり交流する場の運営や子育てに関する相談・援助を実施する民間事業者に対して、新たに補助制度を創設する。

④子どもの居場所づくりの支援

地域団体やNPOが実施する小中学生を対象とした食事の提供や学習支援など、放課後等に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの取り組みを支援する。

○ ⑤ファミリー・サポート・センター事業におけるマッチングシステムの導入

利用者の利便性向上を図るため、スマートフォン等からの利用申込みを可能とするシステムを導入する。

5. 子育て施策の総合的な推進

(1) 総合児童センターの移転拡充 【こども企画課】

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、令和3年秋の完成に向け建設工事に着手する。

◆移転場所：兵庫区 中部処理場跡地北側



〈総合児童センター 完成イメージ〉

(2) 新青少年会館の整備 【こども青少年課】

令和3年度の移転に向け、施設の設計及び整備を行う。

◆移転場所：中央区 神戸駅前（神戸ハーバーランドセンタービル）

(3) 「子育てにあたたかい街こうべ」の発信

① 子育て情報の総合的な発信 【こども企画課】

神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信する。

② 保育人材確保プロモーション（再掲） 【幼保振興課】

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や特設 WEB サイト、SNS を活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、保育所等の見学ツアーや就職フェアを引き続き開催する。

